

磐梯町農業委員会 3 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 3 年 3 月 1 9 日（金）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志

5 番 川井 信之 6 番 鈴木 勇一 7 番 遠藤 充孝

9 番 田中 茂 1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

3 番 鈴木 照喜 4 番 加藤 正己 5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 8 番 上野 庄市

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 2 番 鈴木 一功

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 2 2 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 5番 川井 信之 委員

議席 6番 鈴木 勇一 委員

議長

日程第2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

事務局説明に対して質問・意見を図り異議無しの声多数により、承認されました。

議長

日程第3 議案第22号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 1番から17番まで事務局に説明を求めます。

事務局

日程第3 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和3年3月19日提出。

では、1番から説明申し上げます。

今回の申請地は、大字〇〇字〇〇7043番地 田 農振農用地 面積2,132㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということになります。

続きまして、2番です。大字〇〇字〇〇11番地 外計4筆 田 農振農用地 面積5筆の合計は12,854㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、3番です。大字〇〇字〇〇14番地 田 農振農用地 面積合計は1,877㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は12,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、4番です。大字〇〇字〇〇46番地 田 農振農用地 面積合計は2,443㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、5番です。大字〇〇字〇〇26番地 外計10筆 田 農振農用地 面積10筆の合計は11,943㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、6番です。大字〇〇字〇〇11番地 外計7筆 田 農振農用地 面積7筆の合計は9,427㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、7番です。大字〇〇字〇〇17番地 外計8筆 田 農振農用地 面積8筆の合計は14,911㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、8番です。大字〇〇字〇〇15番地 外計23筆 田 農振農用地 面積23筆の合計は26,867㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、9番です。大字〇〇字〇〇134番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は1,950㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田ですが野菜を植えるそうです、期間は5年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年3月1日から令和8年2月28日までということになります。

続きまして、10番です。大字〇〇字〇〇49番地 外計2筆 畑 農振農用地 面積2筆の合計は2,576㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は5年、10アール当り賃借料は5,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、11番です。大字〇〇字〇〇119番地 田 農振農用地 面積の合計は

1, 0 0 3 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田ですがそばを蒔くそうです、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 2 番です。大字〇〇字〇〇6 6 番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は3, 0 4 8 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は米6 0 k g であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 3 番です。大字〇〇字〇〇5 番地 外計3筆 田 農振農用地 面積3筆の合計は4, 9 1 5 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は米6 0 k g であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 4 番です。大字〇〇字〇〇1 0 5 番地 田 農振農用地 面積合計は7 8 2 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は1 2, 0 0 0 円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 5 番です。大字〇〇字〇〇1 4 9 番地 外計8筆 田 農振農用地 面積8筆の合計は1 3, 7 5 7 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は1 2, 0 0 0 円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 6 番です。大字〇〇字〇〇1 — 1 番地 外計6筆 田 農振農用地 面積6筆の合計は4, 0 9 3 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は8, 0 0 0 円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、1 7 番です。大字〇〇字〇〇1 5 番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆の合計は3, 6 9 0 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、1 0 アール当り賃借料は8, 0 0 0 円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

5 番 川井 信之 委員

新規で〇〇〇〇さんが受けるところで賃借料が無償というのがあるが、無償というのは珍しいと思うのだが。

事務局

〇〇さんと塩の原地区の方で協議して無償となったようです。

議長

他に何か質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

以上について承認されました。

ここで、鈴木 翼 委員の関連なので退席を求めます。

(鈴木 翼 委員退席)

18 番から 21 番について、事務局に説明を求めます。

事務局

鈴木委員は、農業委員会等に関する法律の第 31 条で議事参与の制限で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という決まりがあるため退席となったものです。

では、18 番から説明申し上げます。大字〇〇字〇〇5 番地 外計 2 筆 田 農振農用地 面積 2 筆の合計は 3, 018. 92 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 10, 000 円であります。期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までということになります。

続きまして、19 番です。大字〇〇字〇〇7 番地 外計 5 筆 田 農振農用地 面積 5 筆の合計は 12, 611 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 10, 000 円であります。期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までということになります。

続きまして、20 番です。大字〇〇字〇〇3 番地 外計 3 筆 田 農振農用地 面積 3 筆の合計は 6, 190 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 10, 000 円であります。期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までということになります。

続きまして、21 番です。大字〇〇字〇〇45 番地 外計 3 筆 田 農振農用地 面積 3 筆の合計は 4, 477 m²、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 3 年、10 アール当り賃借料は 10, 000 円であります。期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年

3月31日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

承認されましたので、ここで鈴木 翼 委員の着席を求めます。

(鈴木 翼 委員着席)

22番から26番について、事務局に説明を求めます。

事務局

では、22番から説明申し上げます。大字〇〇字〇〇1518—1番地 外計10筆 田 農振農用地 面積10筆の合計は13,421㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は10,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、23番です。大字〇〇字〇〇4番地 田 農振農用地 面積合計は2,688㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は10,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、24番です。大字〇〇字〇〇88番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆合計は1,538㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は2年、10アール当り賃借料は米60kgであります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までということになります。

続きまして、25番です。大字〇〇字〇〇1—1番地 外計10筆 田 農振農用地 面積10筆合計は12,029㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は米60kgであります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、26番です。大字〇〇字〇〇10番地 畑 農振農用地 面積合計は2,497㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和9年3月31日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ここで議長を交代します。田中職務代理者お願いします。

(議長交代)

では、ここで、加藤 健一 委員の関連なので退席を求めます。

(加藤 健一 委員退席)

27番について、事務局に説明を求めます。

事務局

では、27番について説明申し上げます。大字〇〇字〇〇77番地 外計4筆 田 農振農用地 面積4筆の合計は8, 148㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和9年3月31日までということになります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

承認されましたので、ここで加藤 健一 委員の着席を求めます。

(加藤 健一 委員着席)

ここで議長を交代します。会長お願いします。

(議長交代)

28番から42番について、事務局に説明を求めます。

事務局

では、28番から説明申し上げます。大字〇〇字〇〇41番地 畑 農振農用地 面積合計は2, 225㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和9年3月31日までということになります。

続きまして、29番です。大字〇〇字〇〇48番地 畑 農振農用地 面積3, 133㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和9年3月31日までということになります。

続きまして、30番です。大字〇〇字〇〇71番地 畑 農振農用地 面積は2, 416㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は6年、10アール当り賃借料は無償でありま

す。期間につきましては、令和3年4月1日から令和9年3月31日までということになります。

続きまして、31番です。大字〇〇字〇〇41番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆合計は2,910㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は2年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までということになります。

続きまして、32番です。大字〇〇字〇〇27番地 外計3筆 田 農振農用地 面積3筆合計は5,083㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は2年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までということになります。

続きまして、33番です。大字〇〇字〇〇37番地 外計19筆 田 農振農用地 面積3筆合計は26,595㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は2年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までということになります。

続きまして、34番です。大字〇〇字〇〇14番地 畑 農振農用地 面積は1,025㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は米60kgであります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までということになります。

続きまして、35番です。大字〇〇字〇〇26番地 畑 農振農用地 面積は970㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は3年、10アール当り賃借料は米60kgであります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までということになります。

続きまして、36番です。大字〇〇字〇〇76番地 外計2筆 田 農振農用地 面積2筆合計は1,471㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は3,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、37番です。大字〇〇字〇〇133番地 外計4筆 田 農振農用地 面積4筆合計は4,936㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は8,000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3

月31日までということになります。

続きまして、38番です。大字〇〇字〇〇20番地 外計3筆 田 農振農用地 面積3筆合計は7, 110㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は7, 300円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、39番です。大字〇〇字〇〇21番地 外計5筆 田 農振農用地 面積5筆合計は8, 255㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は1年、10アール当り賃借料は8, 000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までということになります。

続きまして、40番です。大字〇〇字〇〇48番地 外計5筆 田 農振農用地 面積5筆合計は6, 538㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は5年、10アール当り賃借料は7, 000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということになります。

続きまして、41番です。大字〇〇字〇〇1-1番地 外計10筆 田 農振農用地 面積10筆合計は20, 881㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は10年、10アール当り賃借料は8, 000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までということになります。

続きまして、42番です。大字〇〇字〇〇45番地 外計10筆 田 農振農用地 面積10筆合計は25, 191㎡、内容は再設定、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は10年、10アール当り賃借料は8, 000円であります。期間につきましては、令和3年4月1日から令和13年3月31日までということになります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

28番から42番について、事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

36番と37番で貸す者が同居していると思うのだが、賃借料が違うのだがこれはどういうことなのか。

事務局

委員のご指摘のとおり、親子関係で同居しているということでございますが、当初の契約で再設定で行われているところで、ほ場の条件でこういう契約にされているのかと思いま

す。このことについて、鈴木 勇一 委員、何かわかりますか。

6 番 鈴木 勇一 委員

今、母親は施設に入っていて不在です。おそらく、賃借料が違うのは、田のほ場の条件が違うからだと思います。

4 番 前田 諭志 委員

参考までに聞きたいのですが、今回案件の数が多いのは、貸し借りが増えることは町の農業にとっていいことなのでしょうか。

事務局

年度の切り替えの時期でもあるので、2月から4月までは作付けが始まるタイミングで契約をしているので、この時期は利用権設定の新規を含めて再設定について件数が多くなります。多くなることについては、利用集積がされるということになりますので、町にとっては良い方向に進んでいると思います。

4 番 前田 諭志 委員

良い方向に進んでいることだとすれば、マッチングというのか、どこに土地があつてというのは貸す方と借りる方が個別にやり取りされているのか。

事務局

その調整に農業委員が入っている場合もありますし、貸し手借り手で同じ地区の方であれば、その中でお話しして利用権設定の契約をしているケースがありますので、農業委員や最適化推進委員の方が仲介して調整している場合もあります。

議長

他に何か質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第22号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 承認することに決定いたしました。

議長

日程第4 協議事項 令和3年度磐梯町農作業労賃および各種加工料金協定表・賃借料情報（案）について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4について 資料の方をご覧ください。毎年作業労賃等を定めて、町内に周知しているところであります。作業労賃については、設定にあたっては農協の受託者会mの意見も踏まえながらということではありますが、今年度につきましても、昨年度からの金額の変更はございません。昨年と同額となっております。賃借料については、令和2年の1月から12月までの賃借料水準をお示ししているところがございます。まず田についてですが、西部地区については、平均は11,000円で昨年は10,900円で200円増、

中部地区は平均8,800円となっております。昨年は7,300円でしたので1,500円ほど増額となっております。東部地区は平均8,200円となっております。昨年は8,000円でしたので200円ほど増額となっております。次に畑についてですが、平均4,000円で昨年については3,000円でした。なお、こちらの金額については、あくまでも参考の賃借料ということでございますので、それぞれ貸し手借り手で協議をして、また、ほ場の条件によっても変わってきますので、よく協議して設定して下さいということでございます。なお、下段にはお知らせで、農業委員会の各種申請提出期限が今年から毎月5日変更になりましたということと、人・農地プランの実質化のご案内を入れさせていただいて、全戸配布する予定でございますので、ご検討をお願いします。

議長

事務局から説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

5番 川井 信之 委員

賃借料情報の農業委員会の各種申請提出期限が今年から毎月5日変更になりましたところの※のところ、令和4年3月まで農振除外を伴う農地転用の受付を一時停止しておりますというのは何が理由なのか。

事務局

昨年からの町の農業振興地域整備計画の総合見直しをしています。これを令和3年度中に見直しを完了し計画書を策定する予定となっておりますので、いわゆる農振除外を伴う農地転用の受付は行っていないということであります。農振除外を伴わない農地転用については通常どおりということでございます。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

11番 田中 重博 委員

農作業労賃についてですが、これは受託者会の意見も入れてということで、1日あたり6,620円ということですが、シルバー人材を見てみると、大体時給1,000円なんですね。なので、横の連携を取って、町としてあまり差のないように検討してもらいたいと思います。

事務局

今の件意見として承りますのでお願いいたします。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

5番 川井 信之 委員

農作業労賃は、会津若松市や猪苗代町喜多方市などの市町村のものを加味して平均して出しているのか、どのような形で金額を出しているのか。

事務局

農作業労賃については各市町村でも出しております。近隣の市町村まで参考にしているの

かといいますと、その調整をしているというのは現在はありません。あくまでも前年からの変更で改定をしているということで、最近だと消費税が８％から１０％に上がった時に改定しております。実質的な金額の大幅な見直しはここ数年していないところです。なお、来年に向けては、近隣の市町村の金額を参考加味しながら、先ほど田中委員からもご指摘ありました町内の同業種の動向もみながら検討してまいりたいと思いますのでご了解いただきたいと思います。

議長

他に、質問・意見要望等ありませんか。

４番 前田 諭志 委員

人・農地プランの実質化についてお聞きしたいのですが、これはもともと各地区に計画があってそれに基づいた活動がされているということではないのでしょうか。人・農地プランと農業委員会の関係が知りたいのですが。

事務局

人・農地プランというのは、まず町全体での位置づけがありました。５年ほど前から国の制度が変わって、地域の実情に合わせたプランを策定し、各地域でプランを策定し実行していくように制度が変わりました。現在、落合地区がプラン実質化がされている。そして源橋地区と上西連地区が今年度中に実質化が図られるというところです。実質化とは何かというと、地域の農業の将来像についてみんなで話し合っただけでアンケートを集約して、今後５年後１０年後について、地区の合意を得ることで実質化ということになります。農業委員や最適化推進委員については、地区のとりまとめ役や相談役として活動してもらっています。人・農地プランがないと、農林関係の補助事業の採択が難しいというところもありますのでご理解いただきたいと思います。

４番 前田 諭志 委員

人・農地プランの評価は１年単位くらいですか。

事務局

１年やってみて、新しい人が入ってきたり農地の状況が変わったりする場合もあると思いますので、随時見直していこうということですので、プランを見直してより良いものにしていきましょうということでもあります。

４番 前田 諭志 委員

人・農地プランの評価は１年だと長いかなと思うのですが。

事務局

田は春作付けして秋収穫して、やはり１年くらいで見て随時見直ししていくということになるのかと思います。

議長

他に何か質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、協議事項 令和３年度磐梯町農作業労賃および各種加工料金協定表・賃借料情報（案）について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第５ その他について、１．令和３年度磐梯町農林課関係事業概要について 事務局に説明を求めます。

事務局

まず、令和３年度磐梯町農林課関係事業概要について、令和３年度の農林課関係事業に係る予算につきまして３月定例会において決定をされる内容でございますので、皆さんにご説明したいと思いますので資料をご覧ください。まず、水田農業改革支援対策事業でございますが・・・・・・最後に有害鳥獣被害対策事業ですが、・・・・・・ＩＣＴ化については前田委員に関わっていただければということですが、記載ありませんが農業振興地域整備計画の見直しがございます。計画策定については地区の意見も聞きながら策定していきたいと考えておりますので農業委員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、皆様から質問・意見ございませんか。

１０番 佐藤 栄喜 委員

薬草の里づくり事業ということですが、今後どのようにしていくのか。今後の工程表を明確に示してほしい。

事務局

５年間試験栽培をして、４品目に絞った形にしております。令和３年度については会員を募集して栽培して普及していこうということでございます。販売等については、まだまだ試行錯誤の状況です。来週には募集チラシを配布する予定です。

１０番 佐藤 栄喜 委員

試行錯誤ということですが、これから決まったことについては我々に知らせてほしいと思いますのでお願いします。あと１点ですが、荒廃農地再生事業についてですが、地区の色々な意見を聞いていますが、内容について様々な疑問点や要望も多く出ていて、説明会もやってほしい。これは意見でありますようお願いいたします。

事務局

１月定例会で皆様に説明したかと思いますが、色んなケースが出るとは思います。その都度農林課へ問合せいただき、農業委員の方には対応していただければと思います。事業を利用集積に伴う自分の農地に使えないのかという問合せが多いです。

１０番 佐藤 栄喜 委員

荒廃農地を止めるという大事な部分であるので、農業委員会として取り組んでいかなければと思います。

議長

他に皆様から質問・意見ございませんか。

(質疑なし)

議長

続いて、２．今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

２．今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、４月２０日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、その他皆様から質問・意見ございませんか。

(質疑なし)

議長

事務局からその他何かございますか。

事務局

では、事務局からでございますが、令和２年度委員報酬の支払いについてですが、２５日に振込となりますのでご確認いただきたいと思います。以上です。

議長

他に質問ございませんか。

(質疑ないので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前１０時３５分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和３年３月１９日

議長（会長）

署名人

署名人